

## 第6章 安全と問題行動

### 第1節 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

#### 1 子どもの虐待の防止

県では、子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、地域全体で子どもを守る包括的な支援体制を強化しており、子ども虐待の防止に関する広報・啓発、関係する職員の専門性向上のための研修など各種事業を実施している。

#### 2 子供・女性110番の家

「子供・女性110番の家（車）」とは、子供や女性が無理な犯罪に遭った又は遭いそうになって助けを求めてきたときに、その子供や女性を安全に保護し、警察や学校等に連絡するなどして、子供や女性の安全を守っていくボランティア活動である。

各地域では、一般家庭や商店、事業所等の協力を得て、「子供・女性110番の家（車）」の設置促進を図り、子供と女性の安全対策を強化している。

第2-6-1表 子供・女性110番の家(車)設置状況 (令和7年3月末現在)

区分	設置状況
子供・女性110番の家(戸)	10,988
子供・女性110番の車(台)	4,888

資料:警察本部生活安全企画課調べ

### 第2節 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援

#### 1 非行・犯罪防止対策

##### (1) 少年補導センター

少年補導センターは、警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体及びボランティアが、少年の非行防止を図り、あわせて少年の健全育成を期するための合同活動の拠点として、全国に設置されている。

本県においては、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び三戸町の9市町に少年補導センター等が設置されている。

少年補導センターの業務は、少年補導委員等による非行少年等の早期発見、早期補導のための街頭巡回を主とし、少年相談の受理、専門機関への通告、補導連絡会の開催、家庭等に対する補導連絡及び補導活動等に必要の情報資料の収集整備、並びにその他少年の非行防止等に関する事項がある。

第2-6-2表 少年補導センターの設置状況(令和7年1月1日現在)

名称	所在地	設置年月日	補導委員(人)	所長
青森市教育委員会指導課少年育成チーム	青森市栄町一丁目10-10	S41. 4. 1	131	教育委員会指導課長
弘前市少年相談センター	弘前市上白銀町1-1	S41. 6. 1	145	健康福祉部こども家庭課長
八戸市少年相談センター	八戸市内丸一丁目1-1	S38. 10. 1	88	教育委員会教育指導課長
黒石市青少年相談センター	黒石市内町24-1	S41. 4. 1	28	教育委員会社会教育課長
五所川原市少年相談センター	五所川原市一ツ谷504-1	H17. 3. 28	28	教育委員会社会教育課長
十和田市民生部まちづくり支援課	十和田市西十二番町6-1	H19. 3. 30	11	民生部まちづくり支援課長
三沢市青少年補導センター	三沢市幸町1-8	S43. 8. 1	17	市民生活部生活安全課長
むつ市健康福祉部総合福祉課	むつ市中央一丁目8-1	S44. 4. 1	41	健康福祉部総合福祉課長
三戸町少年指導センター	三戸町川守田字関根川原55	S40. 12. 10	24	教育委員会教育長

資料:県民活躍推進課

## (2) 不正大麻・けし撲滅運動

近年、若年層を中心に広がりを見せており、全国の大麻事犯検挙者数は令和6年において30歳未満の割合が全体の約7割以上を占めるなど、他の薬物事犯に比べ若年層の割合が高く、本県においても大麻事犯の検挙者数は年々増加傾向にある。

県では、自生している大麻による乱用を防止するため、自生大麻の除去作業を実施している。

併せて、あへんの原料となる、植えてはいけないけしが栽培されていないか巡回が実施され、栽培が確認された場合は警告書を交付し除去させている。

また、悪質事例に対しては、麻薬取締員による取締りを実施している。

第2-6-3表 不正大麻・けし除去状況

(単位:本)

区分\年度	H30	R 1	2	3	4	5	6
大麻除去本数	43,041	60,450	50,173	48,239	47,417	947,518	1,157,574
けし除去本数	3,487	4,297	9,401	10,442	2,895	3,095	3,718

資料：医療薬務課

## 2 立ち直り支援

### (1) 警察

#### ア 少年警察活動の基本

少年警察活動は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動であり、

- ・ 少年の健全育成の精神
  - ・ 少年の心理、生理その他少年の特性に関する理解
  - ・ 少年の性行及び環境を洞察するなど処遇の個別化
  - ・ 少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないようにすることへの配慮
  - ・ 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向への配慮
- を基本としている。

#### イ 非行少年を生まない社会づくりの推進

##### (ア) 少年の立ち直り支援活動の推進

少年相談への対応、非行などの問題を抱えた少年や犯罪被害を受けた少年に対する継続的な支援を強化するため、令和3年4月、これまで警察本部に設置していた少年サポートセンターに加え、青森警察署、八戸警察署、弘前警察署に少年サポートセンターを設置した。

少年問題の専門職員である少年補導職員を同センターに集中配置し、少年及びその保護者と継続的に連絡を取り、指導・助言を行うとともに、少年警察ボランティア、少年警察ボランティア（少年サポートボランティア「picot」）、関係機関・団体と連携し、少年個々の状況に応じた就学・就労などの支援活動を行っている。

##### (イ) 少年を見守る社会気運の醸成

社会全体で少年を見守る必要性について理解を得るため、地域の非行情勢について、PTA団体、自治会等に対する情報発信活動を推進するとともに、少年警察ボランティアや防犯ボランティアと連携した声掛け・挨拶運動、社会奉仕活動や各種街頭キャンペーンへの参加など、少年が大人と触れ合うことができる機会の確保に努めている。

##### (ウ) 街頭補導活動の推進

被害少年及び要保護少年を早期に発見して、継続補導等適切な保護措置を図るほか、不良行為少年を早期発見・補導するため、街頭補導活動を推進している。

※要保護少年…児童虐待を受けた児童、保護者のいない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置が必要と認められる少年をいう。

##### (エ) 相談活動の推進

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止、いじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、少年サポートセンター設置の相談電話、インターネット利用の「少年サポートメール」などによる相談活動を推進するとともに、関係機関との一層の連携を図っている。

##### (オ) 少年の規範意識の醸成活動の推進

少年の規範意識の醸成を図るため、非行防止教室等の啓発活動、少年非行防止 JUMP チームのスキルアップと同チームの活動を推進している。

また、県警察本部及び県教育委員会から合同サポートチームを、学校、PTA、その他少年育成団体の研修会に派遣し、少年の非行防止、犯罪被害防止などの取組を支援している。

#### (カ) 非行防止活動の推進

「万引き」、「自転車盗」などの非行を防止するため、少年警察ボランティア、学校、PTA、関係機関・団体と連携した巡回の強化及び管理者側に対する自主的防犯対策の指導・要請などの集中対策を推進している。

#### ウ 福祉犯の取締りの強化

児童の性的搾取を含む福祉犯罪は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、取締りを強化している。

特に、低年齢児童を狙ったグループによる事犯、児童ポルノ販売グループによる事犯、ファイル共有ソフト利用事犯などの悪質な児童ポルノ事犯やコミュニティサイトの利用に起因する児童買春については、各種警察活動を通じてその把握に努め、把握した場合には速やかな捜査を行い、検挙の徹底を図っている。

#### エ 被害少年支援対策の推進

犯罪被害に遭った少年に対しては、二次被害の防止を図るため、心身への影響に配慮しつつ、個々の被害少年の事情に即した適切な助言を行っているほか、必要に応じて、被害少年カウンセリングアドバイザーの専門的助言を受けるなど、少年の特性に配慮した効果的な支援を行っている。

#### オ 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進

善良な風俗環境を保持するため、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、児童の性に着目した営業などの実態把握に努め、各種営業者への指導、警告及び取締りを強化し、少年の有害環境への接触の未然防止を図っている。

また、携帯電話販売会社などに対して課せられている保護者へのフィルタリング説明義務、フィルタリング有効化措置義務等が徹底されるよう携帯電話販売会社などに要請するとともに、保護者説明会などの機会を利用した広報啓発活動により、フィルタリングに対する保護者理解の浸透、少年による有害情報の閲覧やインターネットに起因する福祉犯被害の防止を図っている。

#### カ 児童虐待への対応における取組の強化

児童の安全の確認及び保護を最優先とした児童虐待への迅速な対応、各種活動を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、児童の安全確認及び保護を最優先とした迅速な対応を図っている。

また、児童虐待及び被害児童を認知した際は、速やかに児童相談所へ通告し、関係機関との緊密な連携を保つなど、児童の保護のための措置を講じている。

#### キ 学校におけるいじめ問題に対する的確な対応

学校におけるいじめ問題に関しては、学校等関係機関と連携を図るとともに、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、迅速・的確な対応を行っている。

## (2) 家庭裁判所

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和24年1月1日に発足した。

家庭裁判所は、このような夫婦、親子、相続、戸籍、家族の福祉等に関するいろいろな問題の家事事件について審判や調停を行い、また、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等に関する少年事件について、審判を行っている。これらは、非公開の手続きで行われる。

### ○ 少年保護事件

少年法における「少年」とは、20歳未満の者をいい、このうち、18・19歳の者は、成年年齢の引き下げなどにより、重要な権利・自由を認められ、責任ある主体として社会に参加することが期待される立場となっ

たが、なお成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できることから、「特定少年」とされ、少年法の適用対象とされている。特定少年については、その立場に応じた取扱いをするため、17歳以下の少年とは異なる特例が定められている。

家庭裁判所が、少年保護事件として扱うのは、主に①犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）、②触法少年（刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為の時14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことにならない少年）、③ぐ犯少年（18歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年）の事件である。

少年保護事件のほとんどは検察官、警察官から送致されてくるが、これら以外の機関（例えば、児童相談所等）や一般の人も、それぞれの立場から、送致又は通告できるようになっている。

事件を受理した家庭裁判所は、少年に対し、心理学、教育学、社会学等の専門的知見を活用した家庭裁判所調査官による調査を行い、さらに、裁判所技官（医師）が医学的知見に基づく助言や指導をすることもあつた。また、詳しい心身鑑別の必要が生じたときには、少年に少年鑑別所の鑑別を受けさせ、その結果を活用している。

少年に対する処分は、非行に陥った少年を保護し、教育することにより健全な市民として更生させることを目的としており、家庭裁判所の教育的措置によって、少年が立ち直ったため、特に処分を必要としない状況にあると認められる場合には、審判不開始又は不処分の決定となる。近年は、保護者への指導助言をより強化し、また、万引き等事件について、被害者の立場を考えさせる講習を実施するなど、教育的措置の充実を図っている。

審判が開かれると、裁判官は、単に非行の内容だけでなく、その背後にあるいろいろな事情について詳しく審理し、かつ、少年の更生を十分考えた上で、少年の処分を決定する。また、重大な事件については、検察官が関与し、合議体により審理を行うこともある。少年や家庭の問題に応じて、児童福祉法による措置が適当であれば知事又は児童相談所長に事件を送り、あるいは、保護観察所の指導、監督が必要であれば保護観察決定がされる。在宅での保護が困難な場合には、少年院や児童自立支援施設において指導、訓練を受けさせることもある。

また、家庭裁判所は少年に刑罰を科することが適当と認めた場合には、事件を検察官に送って刑事裁判を受けさせることもある。以上のほかに、中間的な処分として、少年を家庭裁判所調査官の試験観察に付して一定期間生活状況を観察したり、老人福祉施設等で社会奉仕活動に従事させて、その経過を見た上で最終処分を決めることもある。なお、被害者等の意見聴取、審判傍聴、審判結果通知及び記録の閲覧謄写など、被害者等に対する配慮の充実も図られている。

第2-6-4表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件新受状況（事件種類別新受人員）

（単位：人）

事件種別	年別				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯	171	147	183	103	108
特別刑法（除く自動車運転死傷処罰法犯及び道路交通保護事件）	28	7	18	37	35
ぐ犯	5	0	2	0	2
その他			1	74	60
一般保護事件計	204	154	204	214	205
道路交通法違反保護事件	32	27	23	43	44
総数	236	181	227	257	249

※令和4年4月から項目の追加あり

出典：司法統計年報

※令和5年以降、自動車運転死傷処罰法犯は「その他」に計上している。

第2-6-5表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件終局状況（終局決定別既済人員）

(単位：人)

終局決定別	年別	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
		総数	一般	道交法												
検察官送致	年齢超過	6	5	1	8	8	0	10	8	2	6	4	2	18	8	10
	刑事処分相当	10	3	7	2	0	2	9	2	7	1	0	1	3	1	2
保護処分	保護観察（17歳以下）※	59	40	19	49	29	20	24	17	7	16	13	3	22	17	5
	保護観察（特定少年・収容期間有）							7	6	1	23	16	7	34	19	15
	保護観察（特定少年・収容期間無）							9	5	4	12	5	7	13	4	9
	児童自立支援施設、児童養護施設送致	1	1	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0	1	1	0
	少年院送致（17歳以下）※	7	7	0	13	12	1	2	2	0	6	6	0	5	5	0
少年院送致（特定少年）							2	2	0	3	2	1	4	4	0	
知事・児童相談所長送致		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
不処分		102	100	2	79	79	0	88	88	0	100	98	2	91	88	3
不開始		51	50	1	18	16	2	37	36	1	46	46	0	44	40	4
従たる事件		8	7	1	6	6	0	8	7	1	8	6	2	12	10	2
移送・回付		16	14	2	9	8	1	21	18	3	5	1	4	11	8	3
総数		260	227	33	184	158	26	218	192	26	230	201	29	258	205	53

※ただし、令和4年3月までは18歳、19歳を含む既済人員

出典：司法統計年報

(3) 少年鑑別所（法務少年支援センター）

少年鑑別所は、法務省所管の施設であり、現在は平成27年に施行された少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき業務を行っている。各都道府県庁所在地など、全国で52か所（本所・支所を含む。）に設置されている。

少年鑑別所の主たる業務は、(ア) 家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(イ) 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、(ウ) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことである。

少年鑑別所法により、少年鑑別所視察委員会の設置、救済や苦情の申出制度等、施設運営の透明性を確保するための法体制が整備されている。

ア 鑑別

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識や技術に基づき、対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するための適切な指針を示すことであり、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行っている。

イ 観護処遇

家庭裁判所により観護の措置が執られて収容された者の収容期間は、おおむね4週間以内である。収容された少年たちが落ち着いた気持ちで審判を受けられるように、明るく静かで規則正しい生活環境を整備するなど配慮している。また、少年たちが成長過程にあることを踏まえ、その健全な育成のため少年一人一人の自主性を尊重しつつ、学習支援や一般教養の付与等の支援を行っている。

なお、年次別の年間収容人員は、第2-6-6表のとおりである。

第2-6-6表 青森少年鑑別所年間収容人員(過去5年) (単位：人)

年別	R 2	3	4	5	6
男	17	18	17	25	16
女	4	3	3	2	4
計	21	21	20	27	20

資料：矯正統計年報

ウ 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）

非行・犯罪に係る専門的知識や技術を活用し、地域社会における非行及び犯罪の防止、青少年の健全育成のために、本人や保護者等の個人及び関係機関や団体（以下、「機関等」という。）の依頼に応じ、次に示す様々な活動を行っている。

- ① 情報の提供  
本人・保護者や機関等に対して、非行・犯罪をした者の特性や他の関係機関に関する情報などを提供する。
- ② 助言  
本人・保護者や機関等に対して、特定の対象者のために必要な対応策や処遇方針、指導計画等についての助言を行う。
- ③ 各種調査の実施  
本人・保護者や機関等の依頼に応じて、知能検査、性格検査、職業適性検査等を実施する。
- ④ 心理的援助  
本人・保護者や機関等の依頼に応じて、面接、カウンセリング、各種プログラム等を実施する。
- ⑤ 青少年の健全育成活動の実施、協力  
機関等が実施する社会貢献活動や行事等に協力する。
- ⑥ 事例検討会の実施、出席  
機関との事例検討会において、対象者の処遇方針等について助言を行う。
- ⑦ 講演・研修  
他機関等に対する研修・講演・法教育等を実施する。  
なお、地域援助業務として活動する場合には「法務少年支援センター」として業務を行っており、令和6年における地域援助業務実施人員は、**第2-6-7表**のとおりである。

**第2-6-7表 地域援助業務実施人員(令和6年)**

単位：人（（ ）内は件数）

区分	一般の方からの相談	機関・団体関係の方からの相談				
		合計	個別の対象者に係る援助 ※1	事例検討会	講演・研修 ※2	その他
件数	40	3,623	90	9 (9)	3,522 (29)	2 (1)

資料：矯正統計年報

※1 令和6年に実施した機関等の相談における個別の対象者に係る援助の内容  
…心理検査の実施、問題行動がある少年への継続的なカウンセリングの実施等

※2 令和6年に実施した研修・講演の内容  
…小中学校及び高等学校等での法教育（いわゆる出前授業（情報モラル教室、薬物乱用防止教室、性教育）、職員研修等への講師派遣等

#### (4) 保護観察所

保護観察所は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の推進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的に設置された法務省の機関である。

本県においては青森市に青森保護観察所が置かれ、国家公務員である保護観察官とともに民間ボランティアである保護司が協働して、更生保護関係団体等と連携しながら業務に取り組んでいる。

また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、社会復帰調整官が、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、対象となった者の病状の改善及び同様の行為の再発防止を図っている。

##### ア 保護観察

保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と保護司が協働して実施する（事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある。）。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなど指導監督を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の補導援護を行っている。

なお、保護観察の種類及び保護観察期間については、**第2-6-8表**のとおりであり、保護観察事件の年間取扱い

件数は、第2-6-9表のとおりである。

- アセスメントに基づく保護観察の実施（CFP：Case Formulation in Probation/Parole）
 

理論的かつ実証的な根拠を基盤とし保護観察対象者に係る情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールとしてCFPを定め、再犯又は再非行のリスクの程度に応じた処遇密度（面接の頻度及び方法、指導監督、補導援護その他の処遇による介入の程度等）を踏まえ、保護観察対象者の犯罪又は非行に結びつく要因や過程等に関する適切な仮説に基づく的確かつ最もふさわしい介入方法を選択して保護観察処遇を実施するとともに、保護観察の実施状況に応じアセスメントに基づく各種措置等の判断を適期適切に行うことにより、保護観察の実効性を高めることを目的としている
- 処遇区分
 

再犯又は再非行のリスクの程度を踏まえた処遇密度の高低を示すものであり、5つの処遇区分がある。保護観察対象者のある一時点における再犯又は再非行のリスクの程度を示す指標としても位置付けられる。
- 類型別処遇
 

効果的な保護観察のため、保護観察対象者の心理や犯罪又は非行を誘発する要因及び改善更生を促進する要因に焦点を当て、個々の保護観察対象者の特性に適合した方法で、指導監督及び補導援護を実施するものであり、4領域16類型に全体の構造が体系化されている。
- 専門的処遇プログラム
 

一定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その犯罪傾向の改善のため、認知行動療法（自己の思考や物事の捉え方のゆがみを自覚させ、行動パターンの変容を促す心理療法の一つ）を理論的基盤として、体系化された手順に基づき行われるもので、性犯罪再犯防止プログラム、暴力防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラムの4種類がある。プログラムの受講は遵守事項により義務付けられる場合と保護観察対象者の任意意思で実施する場合がある。いずれのプログラムも中心は全5回のコアプログラムであり、薬物再乱用防止プログラムについてはコアプログラム修了後にステップアッププログラムがある。
- 社会貢献活動
 

社会貢献活動は、保護観察対象者が地域社会に貢献する活動を行い、社会の役に立つ体験を通じて、人の役に立てるという感情（自己有用感）や社会のルールを守る意識（規範意識）を育むとともに、一緒に活動するボランティア等とのコミュニケーションを通じて社会の一員としての意識（社会性）を高める効果が期待される保護観察処遇の一つである。
- ジョブキャリア学習
 

特定少年（処分時18・19歳）で、就労意欲が乏しい者、当面就労の見込みが無い者などに対し、望ましい勤労観・職業観の醸成を図り、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むことを目的として実施するものである。ワークブックを用いた学習に加え、就労準備講習会や職場体験講習、職場見学会等の体験学習を実施する。
- 修学支援パッケージ
 

修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の対象者の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施することにより、再犯・再非行を防止し、修学を通じた円滑な社会復帰を図ることを目的として実施するものである。対象者のニーズを踏まえ、学習支援や学校等の関係機関とケース協議を実施するなどの支援を行う。
- 親業を学ぶ会
 

保護観察対象者や生活環境調整対象者の保護者等に対し、子どもとのより良い意思疎通のあり方や働きかけの改善について学ばせることにより、親子関係の調整を図り、対象者の改善更生に資することを目的として実施するものである。親業訓練インストラクターによる講話等を行っている。

第2-6-8表 保護観察の種類及び保護観察期間

保護観察の対象となる者		保護観察の期間
保護観察 処分少年	家庭裁判所の決定により、保護観察に付された者	処分時18歳未満：原則として20歳まで 処分時18・19歳（特定少年）：2年又は6月
少年院 仮退院者	地方更生保護委員会の決定により、少年院から仮退院を許された者	少年院仮退院の日から仮退院の期間が満了するまで。 処分時18歳未満：原則として20歳まで 処分時18・19歳（特定少年）：3年以下
仮釈放者	地方更生保護委員会の決定により刑務所等から仮釈放を許された者	仮釈放の日から残刑期間の満了する日まで。
保護観察付執行猶予者	裁判所の判決により、刑の全部の執行を猶予され保護観察に付された者、又は、刑の一部の執行を猶予され保護観察に付された者	刑の全部を猶予された期間、又は刑の一部を猶予された期間で、いずれもその期間が満了するまで。

資料：青森保護観察所

第2-6-9表 青森県内における保護観察事件の年間取扱件数

(単位：件)

号別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護観察処分少年	104	84	64	79	111
少年院仮退院者	9	8	14	13	12
仮釈放者	92	108	92	101	86
保護観察付執行猶予者	88	79	80	90	81
合計	293	279	250	283	290

資料：青森保護観察所

#### イ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている者の社会復帰に備えて引受人等の引受意思を調査し、釈放後の居住環境の調整を行い、改善更生に最も適した環境を整えておくことである。生活環境の調整は、矯正施設に収容された後速やかに開始し、釈放になるまで計画的・継続的に行われる。

#### ウ 更生緊急保護

刑務所から満期釈放された人や裁判で執行猶予となった人若しくは検察庁で起訴猶予になった人などが、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、家族や親戚、公共の福祉機関などから自立更生に必要な保護や援助が得られない場合に、本人自身の申出により、当面の宿泊所の提供や食事の供与、就業の援助、社会生活の訓練といった必要な援助を行うものである。

#### エ 就労支援・居住支援

犯罪や非行をした人が、再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任のある社会生活を送ることが重要である。そのため法務省と厚生労働省が連携し、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、協力雇用主のもとでの積極的な就労やトライアル雇用や身元保証制度などの就労支援メニューを活用した支援を行うものである。

更生保護施設プラザあすなろ、自立準備ホーム（県内5か所）、居住支援法人等と連携した居住支援を実施している。

#### オ 地域援助

更生保護関係団体とも連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人などが、地域社会で生きづらさを抱え支援を必要としているときに、必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、多様な分野の機関・団体とのネットワーク構築に取り組んでいる。

#### カ 犯罪被害者等施策

犯罪・非行による被害者等に対して、更生保護においては、仮釈放等について意見等を述べたい被害者等の支

援や、保護観察中の加害者に対する心情を保護観察所がお聴きし、希望する場合は加害者へその心情等を伝える制度、保護観察中の処遇状況等の通知、不安や悩みに対する相談・支援等の制度を設け、被害者等の思いに応えるよう努めるとともに、保護観察対象者の反省や悔悟の情を深めさせることにも資する施策を行っている。

キ 犯罪予防活動

犯罪や非行の予防のため、世論の啓発や社会環境の改善に努める活動として、更生保護における犯罪予防活動の特色は、社会内処遇実施者としての専門的知識や経験を生かしつつ、犯罪を抑止する社会的諸条件の強化促進に焦点をおいている。

さらに、犯罪や非行に陥った人の社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会がそれらの人を排斥することなく地域社会の一員として受入れ、その更生を援助することによって、新たな犯罪・非行を防止することを目指している。

毎年7月を強調月間として「社会を明るくする運動」を実施し、青森県では、県知事を推進委員長として、県内各地で、街頭や地域のイベント等における広報活動、座談会、講演会、スポーツ大会等を通じ、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼び掛けている。

ク 保護司

保護司は、社会奉仕の精神をもって、保護観察所の所掌事務に従事する非常勤の国家公務員として、法務大臣が委嘱し、県内を11の区域に分けた「保護区」に配属されている無給のボランティアである。県内の保護司定数は630名で、保護観察や生活環境の調整に従事するほか、保護区ごとに保護司会を組織し、地域の関係機関・団体と、地域における犯罪予防を始めとする様々な活動を行っている。

令和7年10月1日現在、11地区の保護司会が「更生保護サポートセンター」を自治体等の協力を得て公共施設内に設置し、地域の安心・安全の拠点となっている。また、県単位の組織としては青森県保護司会連合会がある。(令和7年10月1日現在 保護区数11 保護司数565人)

近年、保護司の担い手確保が難しくなっており、県内の保護司数が減少傾向にある。そのため、保護司の適任者、特に若手や有職者の保護司の確保に向け、保護司活動インターンシップの実施、ICT化の推進や保護観察対象者との面接場所確保など、保護司活動の環境整備などの取り組みを進めている。

ケ 民間協力組織

関係組織等	主な活動内容
更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である。更生保護事業には、更生保護施設を設け、被保護者に宿泊所を提供し、特定の犯罪傾向を改善するための援助等の必要な保護を行う宿泊型保護事業、帰住の援助、金品の給貸与、更生保護施設等に通わせ又は訪問する等により生活相談等の保護を行う通所・訪問型保護事業及びこれらの事業等に対する啓発・連絡・調整又は助成、地域の様々な機関・団体との連携協力体制の構築等を行う地域連携・助成事業がある。
更生保護法人 青森県更生保護協会	被保護者に対する通所・訪問型保護事業の他、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係団体の活動への助成、更生保護関係者の研修の実施、更生保護に関する世論の啓発、地域の様々な機関・団体との連携協力体制の構築等の地域連携・助成事業を行っている。
更生保護法人 あすなる	更生保護施設プラザあすなるを設置し、保護観察対象者、満期釈放者、執行猶予者及び起訴猶予者等で、適当な住居が無いため更生のための保護を必要としている者を宿泊させ、食事の給与、就職の援助、生活指導その他の保護を行うことを目的としている。
更生保護女性会	女性としての立場から、地域の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、次代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人たちの更生に協力することによって、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体である。(令和7年4月1日現在 地区会数19 会員数730人)
BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)	非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年によるボランティア活動である。(令和7年1月1日現在 地区会数5 会員数84人)
協力雇用主	保護観察対象者や更生緊急保護対象者をその前歴にこだわることなく積極的に雇用等し、職業生活の補導の面から更生保護事業に協力している民間篤志事業家である。(令和6年10月1日現在 207事業所)
自立準備ホーム	施設の一部を、生活する場のない保護観察対象者、満期釈放者、執行猶予者及び起訴猶予者等に提供し、宿泊や食事の給与等を行う福祉施設等である。青森県内では5事業所が登録されている。

資料：青森保護観察所

## コ 医療観察

医療観察法は、心神喪失等の状態で、重大な他害行為を行った者に対してその適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的としている。

社会復帰調整官が指定通院医療機関等の関係機関と連携し、対象者の居住地の選定や医療及び援助の確保のための必要な調整を行っている。また、通院処遇中は、対象者の居住地等を訪問し、通院及び生活状況を確認し、必要な助言や指導等を行っている。

## (5) 薬物乱用防止

インターネットやSNS等の普及により、県内においても青少年への薬物汚染の広がりが懸念されており、青少年の薬物情勢は依然として予断を許さない状況にある。

県及び県教育委員会では、青少年による薬物乱用を防止するために、次のような薬物乱用防止対策に取り組んでいる。

### ア 青森県薬物乱用対策推進本部

当本部は、県内の関係行政機関（警察、行政機関等）及び関係団体（医業、薬業団体等）の長などで構成されており、当本部にて策定している青森県薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、これらの関係機関・団体が連携しながら、県内における対策を総合的かつ効果的に推進している。

県としては、この要綱に基づき、地域における啓発、広報媒体・運動による啓発等を行っている。

### イ 青森県薬物乱用防止指導員

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止を目的として、地域に密着した啓発活動の強力な推進及び講演等での指導・相談活動を行うため、薬剤師、保護司、民生委員などを青森県薬物乱用防止指導員として委嘱している。

また、各県型保健所単位で指導員地区協議会が設置されており、協議会毎に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動期間中に街頭キャンペーンの実施、各種会合における啓発など各指導員の職能等を活かした活動を展開している。

### ウ 薬物乱用防止教室の開催

県教育委員会では、心身の健全な発達や健康の保持増進の観点から、児童生徒の発達の段階に応じ、健康を害する行為をしないという態度等を身につけることが重要であることから、各学校に対して、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、薬物乱用による心身の影響、依存症、社会への影響などについて理解するとともに、適切な意思決定と行動選択ができる資質や能力を育成するため、全ての中・高等学校において薬物乱用防止教室を開催するよう指導している。

また、若年層の大麻や覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用が大きな問題となっていることから、教職員等への薬物に対する正しい知識の普及啓発や指導力の向上を図るため、健康教育指導者研修会の中で薬物乱用防止に関する内容を扱うなど、薬物乱用防止教育の充実を図っている。

## (6) 性教育

県教育委員会では、性に関する科学的知識と人間関係の築き方などを包括して「性に関する教育」としてとらえ、指導力の向上を図るために教職員・地域保健関係者等を対象とした「性に関するセミナー」や「性に関する教育指導者研修会」を開催している。また、高校生の性（エイズ）に関する教育のさらなる充実を図るため、平成4年度から、県内の県立高等学校に学校医として6名の産婦人科医を配置し、令和4年度からは13名に拡充し、全ての県立学校の児童生徒・教職員及び保護者に対し性に関する保健指導や講演会、健康相談等を実施することとしている。

## (7) 性犯罪・性暴力被害者支援

県では、平成29年4月1日から、性犯罪、性暴力被害者からの相談を受け、必要な支援をコーディネートし、関係機関と連携・協力して支援をつなぐワンストップ支援センターとして、あおもり性暴力被害者支援センターを設置している。

性暴力は怪我や他の暴力に比べて外見では気付きにくく、羞恥心などから被害者自身が告白しにくい犯罪である。特に、被害者が子どもの場合は、本人が性暴力と認識できないことも考えられ、また、身近な大人も気付くことができずに、被害が水面下で深刻化、長期化することもある。

このため、若年層に対する性暴力被害への支援が重要と考え、性暴力被害が潜在化しやすい若年層向けの相談先案内カード、通称「りんごっこカード」及び保護者向けチラシを作成し、毎年小学4年生及びその保護者に対し配付している。

また、男女共同参画やデートDV等を解説する啓発パンフレットに、性暴力被害者相談窓口等の情報を掲載して、毎年高校1年生に配付している。